

支給額

- ✔ 連続する7日以上1か月未満
(勤務を要しない日を除く。)
- ▶▶ 奨励金 **5** 万円
- ✔ 連続する1か月以上又は
分割取得した日数が合計30日以上
- ▶▶ 奨励金 **20** 万円

対象者

- ① 南相馬市に住所を有し、雇用保険の被保険者として雇用されている方
- ② お子さんが1歳2か月に達するまでに、連続する7日以上の子育て休業を取得し、育児休業終了後に原職等に復職する方
- ③ 市税の滞納がない方
- ④ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していない方
- ⑤ 市が行う啓発活動に協力できる方
(市HPへ体験記を掲載する等)

提出書類

- ① 奨励金届出書(様式第1号)
- ② 奨励金交付申請書兼実績報告書(様式第2号)
- ③ 雇用保険被保険者証の写し ※健康保険証ではありません
- ④ 母子健康手帳の写し等の親子の関係を確認できるもの
- ⑤ 育児休業申出書の写し
- ⑥ 出勤簿の写し等、職場の復帰状況の確認ができるもの
- ⑦ 育児休業取得に関するアンケート(様式第3号)
- ⑧ 奨励金交付請求書(様式第5号)

提出
期限

- ②～⑦の申請書兼実績報告書等は、
・職場復帰の日から4日以内
・職場復帰した日の属する年度の3月31日
のいずれか早い日までご提出ください。

子育て支援情報

市の子育て情報が1冊でわかる子育てハンドブック、
こども向けイベント掲載サイトはこちらから。

子育て応援ハンドブック



子育て応援サイト

市内事業所のみなさまへ

魅力ある職場環境づくり事業補助金
男性の育児休業取得促進：定額10万円等

市内の中小企業が働きやすい魅力がある
職場づくり等に取り組むための経費の一部を
助成します。※支給条件あり

▼詳しくはこちら▼

担当

商工観光部商工労政課

☎ 0244-24-5264

✉ syokorosei@city.minamisoma.lg.jp



申請・問い合わせ

南相馬市こども未来部
こども家庭課こども企画係

〒975-8686

南相馬市原町区本町二丁目27番地
(南相馬市役所東庁舎1階)

☎ 0244-24-5229

☎ 0244-24-5740

✉ kodomokatei@city.minamisoma.lg.jp



令和8年度
**はぐパパ応援
育休取得促進奨励金**

市内男性の育休取得を応援します!

写真は、2025年ファミリーフォトコンテスト作品を使用

南相馬市こども家庭課

支給までの流れ

1 母子健康手帳をもらったら…
家族や勤務先と相談
勤務先へ育児休業の申出書等の提出



2 市へ奨励金届出書の提出

○提出期限
育休が始まる日の
7日前から育休が
始まって30日以内

申請はこちらから ▶



3 育児休業取得



4 市へ申請書兼実績報告書等の提出

○提出期限
①職場復帰した日から45日以内
②職場復帰した日の属する
年度の3月31日
※①②のいずれか早い日まで

申請はこちらから ▶



5 奨励金交付請求書の提出 (原本)

※提出の際は印鑑をご持参ください。



6 市で4、5の書類確認後、奨励金の支給

奨励金やオンライン申請の
詳細についてはこちらから



🔍 南相馬市 はぐパパ : 詳細は検索!

※2.届出書、4.実績報告書についてオンライン申請が難しい場合は、
ご相談ください。

日数の数え方

✔ 連続する7日以上1か月未満の場合
(勤務を要しない日を除く。)

例

【出生日】
2026/6/11

【育休期間】
2026/6/11～6/19

6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

育休期間:7日間

支給額 = 5万円

※土日が公休日の場合

✔ 連続する1か月以上の場合

◎1か月とは、育児休業取得日から
翌月同日の前日までを指します。

例

【出生日】
2026/10/7

【育休期間】
2026/10/7～2026/11/6

10月							11月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
25	26	27	28	29	30	31	29	30					

育休期間:1か月

支給額 = 20万円

✔ 分割取得した日数が合計30日以上の場合

例

【出生日】
2026/8/22

【育休期間】
2026/9/1～9/15
2026/12/5～12/19

9月							12月								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
			1	2	3	4	5				1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12	6	7	8	9	10	11	12		
13	14	15	16	17	18	19	13	14	15	16	17	18	19		
20	21	22	23	24	25	26	20	21	22	23	24	25	26		

育休期間:合計30日
15日間+15日間

支給額 = 20万円

Q

特別休暇や有給休暇は
育児休業になりますか。

A

育児・介護休業法に基づく
育児休業であれば、本奨励金
の対象です。まずは勤務先へ
ご相談ください。



Q

育児休業を取得したら収入が
減ってしまうのが心配です。

A

雇用保険から、育児休業給付が支
給されます。給付額は休業開始か
ら180日間は賃金の67%、それ以
降は50%です。さらに令和7年4月
からは、一定の条件を満たすと、
出生後休業支援給付(育児休業給
付に13%上乘せ)も支給されま
す。詳細については、勤務先へご
相談ください。